吸収合併に係る事前開示書面

（会社法第794条及び会社法施行規則第191条に定める書面）

2020年5月22日

株式会社じげん

2020年5月22日

吸収合併に係る事前開示書面

株式会社じげん
代表取締役 社長執行役員 CEO 平尾丈

株式会社じげん（以下「当社」といいます。）及び株式会社アイアンドシー・クルーズ（以下「IACC」といいます。）は、2020年5月14日付で吸収合併契約書（以下「本吸収合併契約」といいます。）を締結し、当社を吸収合併存続会社、IACCを吸収合併消滅会社、効力発生日を2020年7月1日（以下、「効力発生日」といいます。）とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収合併に関し、会社法第794条及び会社法施行規則第191条に基づき、下記のとおり開示いたします。

１．吸収合併契約

別紙１のとおりであります。

２．合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

３．消滅会社の新株予約権の対価の定めの相当性に関する事項

該当事項ありません。

４．吸収合併消滅会社に関する事項

(1) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2に記載のとおりです。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収合併消滅会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5．吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

（1）当社は、2019年2月13日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である株式会社よじげんを吸収合併消滅会社として吸収合併することを決議し、同日付で同社と合併契約を締結いたしました。なお、当該合併は2019年4月1日付で予定どおり実施いたしました。

（2）当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、当社の取締役、従業員および当社子会社の取締役に対し、第8回新株予約権を発行することを決議いたしました。なお、当該発行により潜在株式数590,000株（新株予約権1個当たり100株）、最大資金調達額323,910,000円となります。

（3）当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株取得に係る事項について決議いたしました。

① 自己株式の取得を行う理由
機動的な資本政策の遂行により株主価値を高めるため

② 取得対象株式の種類
普通株式

③ 取得し得る株式の総数
3,000,000株（上限）（発行済株式総数（自己株を除く）に対する割合2.7%）

④ 株式の取得価額の総額
10億円（上限）

⑤ 取得方法
- 自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）
- 東京証券取引所における市場買付け

（4）当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、当社の取締役、従業員および当社子会社の取締役に対し、第9回新株予約権を発行することを決議いたしました。なお、当該発行により潜在株式数1,550,000株（新株予約権1個当たり100株）、最大資金調達額568,850,000円となります。

6．合併後の債務の履行の見込みに関する事項

当社の本合併の効力発生後の試算の額は、いずれも負債の額を上回ることが見込まれております。また、本合併の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行

に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。
以上より、本合併の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

（別紙１）

吸　収　合　併　契　約　書

株式会社じげん（以下「甲」という。）と株式会社アイアンドシー・クルーズ（以下「乙」という。）とは、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。
２　本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店は、以下のとおりである。
（１）吸収合併存続会社
商号　株式会社じげん
本店　東京都港区虎ノ門三丁目４番８号
（２）吸収合併消滅会社
商号　株式会社アイアンドシー・クルーズ
本店　東京都港区新橋一丁目１８番１６号日本生命新橋ビル５階

第２条　甲は、発行済株式の全てを所有しているので、合併に際して乙の株主に対しては甲の株式等本合併に関する対価は一切交付しない。

第３条　甲は、本合併では、資本金及び資本準備金の額を変更しない。

第４条　効力発生日は、令和２年７月１日とする。ただし、前日までに合併に必要な手続きが遂行できないときは、甲及び乙が協議のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第５条　甲は、会社法第７９６条第２項の規定により、本契約について同法第７９５条第１項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本合併を行う。
２　乙は、会社法第７８４条第１項の規定により、本契約について同法第７８３条第１項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本合併を行う。

第６条　乙は、令和２年３月３１日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算書を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。
２　乙は、令和２年３月３１日以降、効力発生日前日に至るまでの間に生じたその資産、負債の変動については、別に計算書を添付して、その内容を甲に明示しなければならない。

第７条　甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として雇用する。
２　勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については甲及び乙が協議して決定する。

第８条　この契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲若しくは乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合又は隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙が協議のうえ、本契約を変更し又は解除することができる。

第９条　本契約に規定のない事項又は本契約書の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ解決する。

甲と乙は、本契約の締結を証するため、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

令和２年５月１４日

東京都港区虎ノ門三丁目４番８号
（甲）　株式会社じげん
代表取締役社長執行役員 CEO　　平尾　丈

株式会社じげん

東京都港区新橋一丁目１８番１６号日本生命新橋ビル５階
（乙）　株式会社アイアンドシー・クルーズ
代表取締役社長　　今井　良祐

社アイアンドシー…

01fbs585hqyh8j5zh1rn8mkvrskm11ez

（別紙２）

第11期 報告書

（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

事　業　報　告

貸　借　対　照　表

損　益　計　算　書

株主資本等変動計算書

個　別　注　記　表

附　属　明　細　書

株式会社アイアンドシー・クルーズ

事　業　報　告

（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

1．株式会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策、日銀の金融緩和策の継続等を背景に、雇用・所得環境の改善が進み、緩やかな回復基調が続いております。一方、今後の景気については、2019年10月に予定されている 消費税率の引上げや、米中の貿易摩擦による中国経済の減速、英国の欧州連合（EU）離脱を巡る混迷等の影響により、先行き不透明な状況が続いております。

当事業年度は前事業年度に太陽光関連商材のサプライ事業を売却し、主力事業の構成を名実共にプラットフォームメディア事業へ集約した年度となりました。

当社の主な事業分野であるリフォーム市場におきましては、2018年6月の大阪北部地震、同7月の西日本豪雨、同9月の北海道胆振東部地震など震災が相次ぎ、修繕などの需要が増加し一時的に当社のサービスに対する需要も高まりました。

このような環境下、リフォームメディアサービスにおいては、前年度に引き続き集客（CV）及販売単位当たり収益（ARPU）の増加に努めました。集客面の具体的施策として、リスティング広告の自社運用化や集客力のあるアフェリエイターとのタイアップにより大幅に数量を伸ばし、又、販売面でも従来の小口から中堅大口クライアントの開拓、ユーザー予算に応じたクライアント先への送客等を実施し、同サービス部門の収益は、売上高391,497千円、営業利益117,342千円と伸長しました。

各サービスにおける経営成績の概況は以下のとおりです。

＜外壁メディアサービス＞

ユーザー紹介のコンシェルジュ応札型サービスを提供することによりクライアントの満足度は高いもののサービス提供に関する効率が上がらず、同サービス部門の収益は、売上高45,331千円、営業利益△8,875千円に留まりました。

＜太陽光メディアサービス＞

期初、大口顧客の再開、又、蓄電池需要に対する送客が堅調に増加し、同サービス部門の収益は、売上高128,748千円、営業利益37,365千円となりました。

＜エネルギーメディアサービス＞

オーガニックを中心とした自社集客が増加、又、クライアントに対しては担当者個別に顧客管理のアカウントを発行するなどのサービス向上に努めた結果、同サービス部門の収益は、売上高155,030千円、営業利益12,461千円と伸長しました。

その他事業である、インシュアランスサービスにつきましては、固定買取制度の縮減により太陽光発電所の建設需要が大幅に減少した結果、同サービス部門の収益は、売上高24,089千円、

営業利益 9,875 千円に留まりました。

以上、当事業年度における業績につきましては、売上高 810,858 千円、営業利益 9,718 千円、経常利益 7,516 千円、当期純利益 10,857 千円となりました。

（2）重要な設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は 2,043 千円であり、主にパソコン等の備品購入費用となります。

（3）重要な資金調達の状況

当事業年度において借入による資金調達を下表のとおり実施しております。

借入日	種別	借入先	借入額	摘要
2019 年 1 月 23 日	長期	株式会社商工組合中央金庫	60,000 千円	運転資金

（4）対処すべき課題

① 事業の安定と成長について

当社はこれまで、太陽光発電システム導入支援サイト「グリーンエネルギーナビ」の運営を皮切りに、リフォーム会社比較サイト「リショップナビ」の運営などエネルギー関連分野等のメディア事業、又、再生エネルギー関連商材のサプライ事業を中心に業容を拡大して参りました。

一方、前事業年度に売上の過半を有していたものの成長の減少が見込まれたサプライ事業を売却しメディアサービスへの事業集中を行いました。このメディア事業への集中は、住まいや暮らしに関わるライフサイクルコストの最適化のための意思決定支援という当社の強みをより発揮することを主眼としており、今期に掲げた新たなビジョン「Create smart life」、テクノロジーの力を活用し、サスティナブルな社会と暮らしを創る、に沿った事業を主軸に高い成長を図っていくことが肝要であると考えております。

② コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化について

当社の事業の健全な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の更なる強化が重要であると認識しております。又、経営の公正性、透明性を確保するために、業務運営の効率化やリスク管理の強化など内部管理体制の強化に取り組む所存です。

更には様々なリーガル面におけるチェック体制、コンプライアンス遵守、それらを浸透させるための研修、啓蒙等を充実させるよう取り組む所存です。

③ 人材の確保について

当社の持続的な成長には、有能な人財の確保が重要であると考えており、専門性を有する人財の確保及び定着に注力して参ります。

（５）直前３事業年度の財産及び損益の状況

区分		第８期 (2016年３月期)	第９期 (2017年３月期)	第10期 (2018年３月期)	第11期 (当事業年度) (2019年３月期)
売上高	(千円)	2,587,307	1,917,028	1,612,562	810,858
経常利益又は 経常損失（△）	(千円)	9,886	△36,150	△77,236	7,516
当期純利益又は 当期純損失(△)	(千円)	956	△51,373	△41,703	10,857
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	(円)	463.21	△24,866.28	△20,185.74	5,255.25
総資産	(千円)	617,921	506,367	393,101	334,986
純資産	(千円)	134,986	83,613	41,909	52,766
１株当たり純資産額	(円)	65,337.30	40,471.02	20,285.27	25,540.53

（注）１株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数より算出しております。

（６）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

株式会社アイアンドシー・パワーは2018年10月22日付で会社を清算しております。

（７）重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

（8）主要な事業内容（2019年3月31日現在）

区分	事業内容
プラットフォームメディア事業	・リフォームメディアサービス リフォーム希望者とリフォーム業者をマッチングさせる「リショップナビ」の運営 ・外壁メディアサービス 外壁塗装希望者と塗装業者をマッチングさせる「プロヌリ」の運営 ・太陽光メディアサービス 太陽光システム設置希望者と設置業者をマッチングさせる「グリーンエネルギーナビ」の運営 ・エネルギーメディアサービス ＬＰガス切替希望者とガス会社をマッチングさせる「enepi」の運営
その他事業	・インシュアランスサービス 損害保険における太陽光発電事業向け動産保険の代理販売

（9）主要な営業所（2019年3月31日現在）

本社　東京都港区新橋一丁目18番16号

（10）従業員の状況（2019年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
31名	2名減	29.9歳	3.8年

（注）従業員数は就業員数であり、臨時従業員（パートタイマー、派遣社員）は含んでおりません。

（11）主要な借入先（2019年3月31日現在）

借入金額	借入金残高
株式会社商工組合中央金庫	117,659千円
株式会社三井住友銀行	41,744千円
株式会社みずほ銀行	12,500千円

（12）企業集団の状況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2．株式に関する事項（2019年３月31日現在）

（１）発行済株式の総数　　2,066株

（２）株主数　　８名

（３）大株主

株主名	持株数	持株比率
上村　一行	840株	40.65％
環境エネルギー１号投資事業有限責任組合	740株	35.81％
Fenox Venture Company Ⅲ, L.P.	266株	12.87％

（注）１．自己株式は保有しておりません。

２．持株比率は、小数点第３位を切り捨てて表示しております。

（４）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項（2019年３月31日現在）

（１）当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称		第２回新株予約権	第３回新株予約権
発行決議日		2010年６月８日	2012年12月18日
新株予約権の数		100個	100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　100株 （新株予約権１個につき１株）	普通株式　100株 （新株予約権１個につき１株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換に払い込みは要しない	新株予約権と引換に払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり40,000円 （１株当たり40,000円）	新株予約権１個当たり60,000円 （１株当たり60,000円）
権利行使期間		2012年６月10日から 2020年６月９日まで	2014年12月21日から 2022年12月19日まで
行使の条件		（注）１	（注）２
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　100個 目的となる株式数　100株 保有者数　１名	新株予約権の数　100個 目的となる株式数　100株 保有者数　２名
	監査役	－	－

名称		第５回新株予約権	第6回新株予約権①号
発行決議日		2013年９月26日	2018年11月14日
新株予約権の数		70個	40個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　70株 （新株予約権１個につき１株）	普通株式　20株 （新株予約権１個につき0.5株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換に払い込みは要しない	新株予約権と引換に払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり200,000円 （１株当たり200,000円）	新株予約権１個当たり375,000円 （１株当たり750,000円）
権利行使期間		2015年11月14日から 2023年11月13日まで	2020年11月16日から 2028年11月13日まで
行使の条件		（注）３	（注）４
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　60個 目的となる株式数　60株 保有者数　１名	新株予約権の数　40個 目的となる株式数　20株 保有者数　２名
	監査役	新株予約権の数　10個 目的となる株式数　10株 保有者数　２名	－

（注）１．第２回新株予約権の行使の主な条件は以下のとおりであります。

①本新株予約権の一部の行使はみとめられないものとする。

２．第３回新株予約権の行使の主な条件は以下のとおりであります。

①本新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。

（１）本新株予約権者が、当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。併せて以下、「関連会社」という。）の役員、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪失した場合。

（２）本新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。

（３）本新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。

（４）本新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員に就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りではない。

（５）本新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反した場合。

（６）本新株予約権者が死亡した場合。

（７）本新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権総数引受契約の規定に違反した場合。

②その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。

３．第５回新株予約権の行使の主な条件は、上記（注）２．記載の内容と同様であります。

４．第６回新株予約権①号の行使の主な条件は以下のとおりであります。

①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得

事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

②権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。上場後、新株予約権者は次の各号に掲げる期間（但し、当該新株予約権の権利行使期間に限る）、当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。（この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。）但し、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

（1）上場日から1年間

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1

（2）上場日から1年を経過した日から1年間

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の4分の1

（3）上場日から2年を経過した日から権利行使期間の末日まで

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

③本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

④本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、当社取締役会の決議により特に相続を認められた場合はこの限りでない。

5．上記（注）4．記載の「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」は以下の通りであります。

会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

①会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

②会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

③会社の株主による株式等売渡請求（会社法第１７９条の３第１項に定義するものを意味する。）を会社が承認した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

④権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

（1）会社又は子会社（会社法第2第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役

（2）会社又は子会社の使用人

（3）顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

⑤次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

（1）権利者が禁錮以上の刑に処された場合

（2）権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

（3）権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合

（4）権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

（5）権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

（6）権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

（7）権利者につき解散の決議が行われた場合

（8）権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

（9）会社又は会社の関係会社に対して損害を与え又はそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社取締役会が認めた場合

⑥権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

（1）権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

（2）権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

（3）業績評価において権利者の業績が期待値に著しく見合わぬ結果となったと会社が判断した場合

（4）権利者が会社のエンジニア又はデザイナーである場合において、会社都合によりやむを得ない場合を除き、職種を変更した場合

（２）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称	第6回新株予約権①号	第6回新株予約権②号
発行決議日	2018年11月14日	2019年3月26日
新株予約権の数	62個	86個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　31株 （新株予約権１個につき0.5株）	普通株式　43株 （新株予約権１個につき0.5株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換に払い込みは要しない	新株予約権と引換に払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり375,000円 （１株当たり750,000円）	新株予約権１個当たり375,000円 （１株当たり750,000円）
権利行使期間	2020年11月16日から 2028年11月13日まで	2021年３月28日から 2028年11月13日まで
行使の条件	（注）１	（注）３

（注）１．第６回新株予約権①号の行使の主な条件は以下のとおりであります。

①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

②権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。上場後、新株予約権者は次の各号に掲げる期間（但し、当該新株予約権の権利行使期間に限る）、当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。（この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき１個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。）但し、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

（１）上場日から１年間

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の２分の１

（２）上場日から１年を経過した日から１年間

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の４分の１

（３）上場日から２年を経過した日から権利行使期間の末日まで

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

③本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

④本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、当社取締役会の決議により特に相続を認められた場合はこの限りでない。

2．上記（注）１．記載の「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」は以下の通りであります。

会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

①会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

②会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

③会社の株主による株式等売渡請求（会社法第１７９条の３第１項に定義するものを意味する。）を会社が承認した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

④権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

（１）会社又は子会社（会社法第２第３号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役

（２）会社又は子会社の使用人

（３）顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

⑤次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

（１）権利者が禁錮以上の刑に処された場合

（２）権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

（３）権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合

（４）権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

（５）権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

（６）権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

（７）権利者につき解散の決議が行われた場合

（８）権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）

であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

（9）会社又は会社の関係会社に対して損害を与え又はそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社取締役会が認めた場合

⑥権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

（1）権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

（2）権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

（3）業績評価において権利者の業績が期待値に著しく見合わぬ結果となったと会社が判断した場合

（4）権利者が会社のエンジニア又はデザイナーである場合において、会社都合によりやむを得ない場合を除き、職種を変更した場合

3．第6回新株予約権②号の行使の主な条件は、上記（注）1．及び（注）2．記載の内容と同様であります。

4．株式会社の会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	上村　一行	
取締役	佐藤　真治	
取締役	竹下　謙治	
取締役	河村　修一郎	株式会社環境エネルギー投資　代表取締役
取締役	中村　謙吾	株式会社環境エネルギー投資　従業員
監査役	内林　達夫	
監査役	薛　　仁興	株式会社エスネイル　代表取締役 株式会社エスネッツ　代表取締役
監査役	鈴木　康之	弁護士法人鈴木康之法律事務所　代表 サクセスホールディング株式会社　取締役・監査等委員

（注）1．取締役河村修一郎氏、中村謙吾氏は、会社法第2条第15条に定める社外取締役であります。

2．監査役内林達夫氏、薛仁興氏、鈴木康之氏は、会社法第2条第16条に定める社外監査役であります。

3．監査役鈴木康之氏は、弁護士の資格を有しております。

（２）取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人数	支給額
取締役 （うち社外取締役）	３名 （－名）	33,780千円 （　－　千円）
監査役 （うち社外監査役）	３名 （３名）	6,000千円 （6,000千円）
合　計 （うち社外役員）	６名 （３名）	39,780千円 （6,000千円）

（注）１．取締役の報酬限度額は、2013年９月26日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、2013年９月26日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

（３）社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は、前述のとおりとなります。また、当社と当該法人等との取引関係は下記となります。

監査役鈴木康之氏は、弁護士法人鈴木康之法律事務所の代表であり、当社の債権における回収業務等の取引関係がありますが、一般の取引条件と同様のものであります。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　河村修一郎	ほぼ全ての取締役会に出席しており、企業の経営戦略に関する深い見識と財務に関する知見に基づき積極的な発言をおこなっております。
取締役　中村謙吾	ほぼ全ての取締役会に出席しており、業界に対する深い知識と豊富な経験に基づき積極的な発言をおこなっております。
監査役　内林達夫	全ての取締役会に出席しており、監査役としての幅広い知識と経験に基づき積極的な発言をおこなっております。
監査役　薛仁興	ほぼ全ての取締役会に出席しており、経営者としての専門的立場から発言をおこなっております。
監査役　鈴木康之	ほぼ全ての取締役会に出席しており、弁護士としての専門的立場から発言をおこなっております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

5．会社の体制及び方針

（1）会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

（2）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営目標と認識しており、内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、利益配当を行っていく方針であります。

しかしながら、将来の持続的な成長に必要な設備投資等や経営基盤の強化も重要な経営目標と考えており、現在、配当を行っておりません。内部留保資金につきましては、今後の成長に資する設備投資等並びに経営基盤の強化に有効活用していく所存であります。

なお、当社は、剰余金の配当につき、期末配当の年１回を基本方針としており、その決定機関は株主総会であります。

6．株式会社の状況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

（2019年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**248,337**	**流動負債**	**160,657**
現金及び預金	105,862	買掛金	127
受取手形	339	１年以内返済予定長期借入金	54,815
売掛金	125,667	未払金	32,946
前払費用	8,372	未払費用	24,277
その他	16,795	賞与引当金	8,141
貸倒引当金	△8,701	預り金	29,753
固定資産	**86,649**	前受収益	1,384
有形固定資産	**6,563**	その他	9,212
建物（純額）	4,429	**固定負債**	**121,562**
器具及び備品（純額）	2,133	長期借入金	117,088
無形固定資産	**1,479**	資産除去債務	4,474
ソフトウェア	1,479	**負債合計**	**282,219**
投資その他の資産	**78,606**	**（純資産の部）**	
投資有価証券	35,000	**株主資本**	**52,766**
敷金及び保証金	26,804	**資本金**	**70,000**
破産更生債権等	7,671	**資本剰余金**	**20,000**
繰延税金資産	2,895	資本準備金	20,000
その他	13,906	**利益剰余金**	**△37,233**
貸倒引当金	△7,671	繰越利益剰余金	△37,233
		純資産合計	**52,766**
資産合計	**334,986**	**負債・純資産合計**	**334,986**

損　益　計　算　書

（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		810,858
売上原価		103,075
売上総利益		707,782
販売費及び一般管理費		698,064
営業利益		9,718
営業外収益		
受取利息	20	
受取賃貸料	240	
その他	0	261
営業外費用		
支払利息	2,440	
貸倒損失	22	2,462
経常利益		7,516
税引前当期純利益		7,516
法人税、住民税及び事業税	200	
法人税等調整額	△3,541	△3,341
当期純利益		10,857

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2018年４月１日残高	129,250	115,250	―	115,250	△202,590	△202,590	41,909	41,909
事業年度中の変動額								
減資	△59,250	△95,250	154,500	59,250			―	―
剰余金の処分			△154,500	△154,500	154,500	154,500	―	―
当期純利益					10,857	10,857	10,857	10,857
事業年度中の変動額合計	△59,250	△95,250	―	△95,250	165,357	165,357	10,857	10,857
2019年３月31日残高	70,000	20,000	―	20,000	△37,233	△37,233	52,766	52,766

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主要な耐用年数は次のとおりです。

建物	15年
器具及び備品	３～４年

（２）無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア　５年

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当期負担分につき支給見込額に基づき計上しております。

４．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更に関する注記）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年２月16日）を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額

建物	3,742 千円
器具及び備品	5,331 千円
合計	9,073 千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引以外の取引高　　16 千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式 普通株式	2,066 株	－	－	2,066 株
合計	2,066 株	－	－	2,066 株

２．新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の数
2010 年６月８日臨時株主総会決議の新株予約権	普通株式	200 株
2012 年 12 月 18 日臨時株主総会決議の新株予約権	普通株式	100 株
2012 年 12 月 18 日臨時株主総会決議の新株予約権	普通株式	４株
2013 年９月 26 日臨時株主総会決議の新株予約権	普通株式	80 株
2018 年 11 月 14 日臨時株主総会決議の新株予約権	普通株式	51 株
2019 年３月 26 日臨時株主総会決議の新株予約権	普通株式	43 株
合計		478 株

（注）目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	5,014千円
ソフトウェア	183千円
賞与引当金	2,492千円
賞与引当金に対する保険料	373千円
繰延収益	423千円
繰越欠損金	45,492千円
繰越税金資産小計	53,981千円
評価性引当金	△50,148千円
繰延税金資産合計	3,832千円

繰延税金負債

資産除去債務	559千円
未収事業税	376千円
繰越税金負債合計	936千円
繰越税金資産の純額	2,895千円

（関連当事者との取引に関する注記）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社の子会社	株式会社シェアリングエネルギー	直接14.8%	当社サービスの販売	太陽光メディアサービスの販売等※（注）1	4,931	売掛金	3,240
				費用の立替※（注）2	—	立替金	493

（注）1．取引金額には消費税等を含んでおりません。 期末残高には消費税等を含めております。

2．株式会社シェアリングエネルギー負担分の諸経費について、当社が一時的に立替払をしたものであります。

3．取引条件については、当社と関連を有しない他の取引先と同様の条件によっております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産　　25,540円53銭

１株当たり当期純利益　　5,255円25銭

なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

（注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

当期純利益	10,857千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株主に係る当期純利益	10,857千円
期中平均株式数	2,066株

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

附 属 明 細 書

（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

１．有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：千円）

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額
有形固定資産	建物	8,171	－	－	8,171	3,742	556	4,429
	器具及び備品	5,421	2,043	－	7,464	5,331	1,426	2,133
	計	13,593	2,043	－	15,636	9,073	1,983	6,563
無形固定資産	ソフトウェア	13,764	－	－	13,764	12,285	924	1,479
	計	13,764	－	－	13,764	12,285	924	1,479

２．引当金の明細

（単位：千円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	25,019	16,373	25,019	16,373
賞与引当金	5,180	8,141	5,180	8,141

３．販売費及び一般管理費の明細

（単位：千円）

科目	金額	摘要
役員報酬	39,780	
給与手当	110,043	
パート・アルバイト給与	42,932	
賞与	7,134	
賞与引当金繰入額	7,584	
通勤手当	7,647	
法定福利費	27,156	
福利厚生費	5,385	
採用教育費	8,013	
広告宣伝費	309,347	
販売促進費	8,384	
交際費	4,896	
会議費	8,563	
旅費交通費	8,589	
通信費	14,958	
消耗品費	2,838	
地代家賃	21,366	
支払手数料	7,710	
支払報酬	3,749	
業務委託料	38,529	
減価償却費	2,287	
貸倒引当金繰入額	2,587	
その他	8,578	
計	698,064	

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2019年6月12日

株式会社アイアンドシー・クルーズ　監査役会

常勤監査役　内林　達夫　㊞

社外監査役　薛　　仁興　㊞

社外監査役　鈴木　康之　㊞